

国立大学法人北海道国立大学機構監事の役割及び求める人材像

令和8年1月16日
国立大学法人北海道国立大学機構
監事候補者選考会議決定

国立大学法人北海道国立大学機構監事候補者選考会議規程第2条の規定に基づき、下記のとおり、監事の役割及び求める人材像を定める。

記

【役割】

監事は、法人の業務の監査を行い、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は文部科学大臣に意見を提出する権限を有する。

● 具体的監査事項

- ① 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ② 中期計画の実施状況
- ③ 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況
- ④ 物品及び不動産の管理状況
- ⑤ 人件費の状況

● 監事の権限

- ① 業務運営の状況を把握するため、役員会、その他重要事項を審議する会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 業務運営に関する重要な文書を閲覧し、理事長、大学総括理事、理事及び職員に説明を求めることができる。
- ③ 重要な財産の取得、処分及び管理の状況について調査し、理事長、大学総括理事、理事及び職員に説明を求めることができる。
- ④ 関係者に対し必要な説明又は資料の提供を求めることができる。
- ⑤ 監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

● 監事の責任

- ① 監査報告を作成しなければならない。
- ② 国立大学法人が法令に定めるところにより文部科学大臣に提出する書類を調査し

なければならない。

- ③ 役員（監事を除く。）に不正・法令違反行為・著しく不当な事実があると認めるとき、若しくはそのおそれがあると認めるときは、理事長（理事長が対象の場合は、理事長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。また、役員、会計監査人から、不正行為、若しくはそのおそれがあると報告を受け、必要と認めるときは、理事長（理事長が対象の場合は、理事長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

【求める人材像】

国立大学法人である本機構の監事監査は、業務の適正かつ効果的な運営を確保するとともに会計経理の適正を期するためのものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての本機構が設置する各大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

のことから、本機構の監事として業務を円滑に遂行していくためには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 理事長、大学総括理事、理事及び教職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境を整備するとともに、業務運営上の課題を認識できる能力を有していると認められること。
- ② 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断ができる能力を有していると認められること。
- ③ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。

（以下についてはいずれか）

- ④-1 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験があり、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ④-2 教育行政並びに組織運営に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ④-3 財務や決算に関する専門的知見を有し、財務状況や決算状況の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。